

天地と 共に久しく

——卷四、五七八 大伴三依「悲別歌」をめぐって——

鈴木利一

大伴旅人の周囲にあつてその子息家持とも何らかの関わりを持った人物の一人に大伴三依がいる。その三依が「悲別歌」と題して残したのが次の一首である。

大伴宿衿三依の別れを悲しぶる歌一首

天地と 共に久しく 住まはむと 思ひてありし 家の庭はも

(卷四、五七八)

右の一首は、『萬葉集』卷四相聞部に収録される。伊藤博氏の卷四編纂過程に関する考察によれば、先立つ五七七「番歌」と当該歌の間には「断層」があり、天平四年以降の作品として増補された歌群の先頭に置かれたのが、この一首

ということになる。⁽¹⁾それは、題詞に記される「悲別」の内容を、大伴旅人亡き後、続く余明軍の二首と同様にその子家持に宛てた惜別の情を歌うものと理解することに由来する。

一方で、契沖『代匠記』やそれを承けた澤瀉『注釈』のように、直前まで配列されている大宰府関連歌群に連なる一首と見て、三依が上京する旅人との別れを惜しむものとする説もある。「悲別」の対象を旅人にとらえ、彼の帰京後も現地に残ることとなった大宰府官人達の惜別の思いを歌うものとする理解である。さらに、三依自身が大宰府からの帰京に際して現地での居宅に別れを告げるとする説(『略解』、五五六番歌賀賀茂女王贈歌に見える難波出立時のものと考える説(『窪田評釈』)、また、旅人薨去時の弔問

後に三依が何らかの任を得て（もしくは元の任地へ帰還するため）出立する際の歌とする説（『新大系』）もあり諸注一致を見ない。この錯綜ぶりは、当面の一首が旅人帰京前後の微妙な位置に配置され、作歌時期をいずれとも決したい様相を見せていることを主因とするからに他ならない。一首の立ち位置を左右するこれらの問題を、大伴三依の人と作品をたどることから考えてみたい。

二

題詞に記される「悲別」の語は、先行研究が指摘するように漢籍にその確かな用例を見ない。集中における「悲別」と題される一連の作品に詳細な検討を加えた平舘氏の言うように和習の漢語とみるしかないであろう。⁽²⁾そして、氏も述べるように、描かれる別れの諸相も多様である。

阿倍朝臣老人唐に遣はされし時に、母に奉りて別
れを悲しぶる歌一首

天雲の そきへの極み 我が思へる 君に別れむ 日
近くなりぬ

堀江越え 遠き里まで 送り来る 君が心は 忘らゆ
(卷十九、四二四七)

ましじ

右の一首、播磨介藤原朝臣執弓、任に赴きて別れを悲しぶるなり。主人大原今城伝へ読みて尔云ふ。

(卷二十、四四八二)

右の二例などから、「悲別」の語が、主として旅立つ側からの別れの悲しみを歌うものとし、当面の一首もその状況での作とする説も見られる。『全注』が「悲別」の語を伴う作を「旅に出る者が自らの感慨を歌う場合に限られるようである」とした上で「旅人の薨じたことが筑紫に報ぜられて大宰府から甲問使が派遣され、その中に大伴三依があつたのだらう」と推測しているのが、その代表的一例である。『新大系』も同様の理解から「筑紫へと帰って行く時の作か」とする。これも「悲別」の語を題するのは、旅立つ立場からのものにとらえてのことであろう。けれども、直近する次の例は、その左注に言うとおり、むしろ、これから旅へと向かう人々を見送る側からのものである。

大宰大監大伴宿祢百代ら、駅使に贈る歌二首

草枕 旅行く君を うるはしみ たぐひてそ来し 志
賀の浜辺を

右の一首、大監大伴宿祢百代

周防なる 磐国山を 越えむ日は 手向よくせよ 荒しその道

右の一首、少典山口忌寸若麻呂

以前に天平二年庚午夏六月、帥大伴卿、忽ちに瘡を脚に生し、枕席に疾苦ぶ。これによりて駟を馳せて上奏し、庶弟稻公・姪胡麻呂に遺言を語らまく欲しと望ひ請ふ。右兵庫助大伴宿祢稻公・治部少丞大伴宿祢胡麻呂の兩人に勅して、駟を給ひて発遣はし、卿の病を省しめたまふ。しかるに、数句を経て、幸に平復すること得たり。時に、稻公ら、病すでに療えたるを以て、府を発ち京に上る。ここに、大監大伴宿祢百代・少典山口忌寸若麻呂また卿の男家持ら、駟使を相送り、共に夷守の駅家に至る。聊かに飲みて別れを悲しび、すなはちこの歌を作る。

(巻四、五六六、五六七)

「悲別」を歌う場にもたらされた作品が、どうした立場からの作であったかは、やはり、個別の歌の場の状況を踏まえた上でないと見通せないのではないだろうか。そして、

それは、作品自体の内容に求めるしかない。錯綜する諸説には、こうした点に未だ理解が届いていないのではないかと、と本稿は考える。

実際に、大伴三依自身にも、さらに一首、「悲別」の語を題詞に有する別の作がある。

大伴宿祢三依、別れを悲しぶる歌一首

照らす日を 闇に見なして 泣く涙 衣濡らしつ 干す人なしに

(巻四、六九〇)

五七八番歌と同様に、巻四相聞部に収載されているが、詳細な状況を記さないため、その作歌事情は知るすががない。「干す人なしに」と、その場にあるべき人の不在を嘆く右の一首は、旅の伝統を踏まえた表現に依っており、終末句「家の庭はも」で表明される欠落感を表明する当面の一首とは、哀惜の内実を明確に異にする。この「悲別」の質的差異を本稿では問題として取り上げることとはしないが、少なくとも、作歌の契機を「旅立つ者の感慨」に限定するほどの力を「悲別」の語が有するとは考えられない。歌の場の問題は、他の要素も併せた考察に委ねられるべきであろう。

三

一首は、「天地と共に久しく」と歌い起こされる。この「天地と共に久しく」の表現は、「天地と共に」の共通歌句を持つ次の一首を参照して「生別死別ことなれと、おしむはおなし心なり」と契沖が『代匠記』（初稿本）で指摘して以降、挽歌的表現を下地において読み解くことが行われてきた。

天地と 共に終へむと 思ひつつ 仕へ奉りし 心違ひぬ

(卷二、一七六)

諸注の多くが、「天地と共に」の共通歌句に着目し、三依歌の類想表現としてあげる右の一首は、日並皇子殯宮における舍人等の悲傷挽歌群に収載されている。挽歌的表現を相聞歌に用いるのは、巻二冒頭磐姫歌など、確かに、集中に多く見られる手法である。永遠の継続を希求しながらも、それを阻む現実の受け入れがたさや喪失感、挽歌と相聞歌とに通じ合う心性に支えられるからである。三依が「悲別」と題して歌う眼差しの先には、永遠を願った人と人との関係があるはずである。当面の一首を理解するに

は、まず、その人への焦点を合わせなければならぬ。

大伴旅人の大宰府赴任期間に重なるように、三依も現地に滞在した可能性が高いことは、題詞に三依の名が記され、直接の交渉を持ったと考えられる賀茂女王の次の一首で確かめられる。

賀茂女王、大伴宿祢三依に贈る歌一首「故左大臣長屋王の女なり」

筑紫舟 いまだも来ねば あらかじめ 荒ぶる君を見るが悲しさ

(卷四、五五六)

また、右の一首に先立つ三依自身の次の一首も前後に大宰府関連歌群が配置される中に含まれており、その推定を裏付ける一助となる。

大伴宿祢三依が歌一首
我が君は わけをば死ねと 思へかも 逢ふ夜逢はぬ
夜 二走るらむ

(卷四、五五二)

試みに二首を並べてみれば、出立前の慌ただしさの中ですれ違いを重ねる、両者それぞれの焦燥を歌ったものと見ることが可能である。二首の位置から、三依の筑紫下向は

旅人の後を追つてとうかたちに見えるが、滞在時期の重なりは確かなものと認めてよい。

この推定をもとに、五七八番歌は現地での別れを歌つたものとして、『代匠記』（初稿本）は「此哥は、大伴卿大納言になりて、のほらるゝ時の哥なり」と言う。また、三依の身を大宰府にあるとするのは同じながら、『略解』は「太宰の任中の屋の庭を上京の時よめるか」とする。前者は、帰京する大伴旅人を見送る側として、現地での居宅が空しくなることを惜しむ。一方、後者は、三依自身が大宰府を立ち去るに際して自らの居宅への惜別の念を歌に託したと考えるのである。惜別の対象を異にしながらも、両者に共通するのは、三依の惜別の念が、大宰府での日々の継続を強く希求する心性にもとづくものととらえている点である。

この考えに従い難いのは、「家の庭はも」と結ぶ終末句のもつ表現性が、そうした理解を阻むのではないかと考えるからである。「はも」の機能について、『時代別国語大辞典上代編』は次のように述べる。

ハモに上接する体言は、ハによって個性的な存在として取り立てられ、モの結合によって喚体表現の対象

とされる。そのため、特別な、極限的状況にある対象への詠歎になりやすく、かつそのような状況は、話し手と過去に特定の交渉があつて現在は存在しないものや遠くはなれているものの表現に適しているのである。

大宰府に赴任した中央官人達の心は、都やそこに残してきた人々に向いており、やがて果たされる帰還と再会の日を待ち焦がれるのが通常である。大宰府での生活に馴染みを覚えたとしても、その永遠なる継続性を望むことはないと考えてよい。

我が盛り またをちめやも ほとほとに 奈良の都を見ずかなりなむ

（卷三、三三二）

と歌つたのは、旅人自身であり、その後も現地に残り、置き去りにされた悲しみを山上憶良は次のように歌う。

天ぞかる 鄙に五年 住まひつつ 都のてぶり 忘れにけり

（卷五、八八〇）

我が主の み霊賜ひて 春さらば 奈良の都に 召上げたまはね

(卷五、八八二)

もちろん、次の一首のように、筑紫の地名をあげて都へ帰った人の不在を悲しむ作もないわけではない。

大宰師大伴卿の京に上りし後に、筑後守葛井連大成の悲嘆して作る歌一首

今よりは 城山の道は さぶしけむ 我が通はむと
思ひしものを

(卷四、五七六)

しかし、それは、「さぶし」と表明されるように、共にあった人の存在そのものへの希求である。共に過ごした「家」やその「庭」へは哀惜の念を覚えたとしても、歌として口にするのは作法にかなわないとするのが上代人の心性であった。なぜならば、「我が行きは久にはあらじ」(卷三、三三五)と旅人その人が歌うように、地方在任期間そのものを、旅の最中ととらえていたのが、彼等の認識であったからである。そして、旅中であつて、上代人が「家」を口にする時、それは離れてきた都であつたり故郷をさすのが、彼等の歌のならいにほかならないからである。『時代別大辞典』の説く終末句「はも」の表現性は、こうした作法に似つかわしいとは言えない。

他方、三依の身を都に置いて考える説は、いずれも旅人薨去を機縁とした帰京という局面を歌の場にすえる。こうした理解の方法は、「永遠に、という気持ちだが、いずれも念願的内容に限られ、しかも偶然か挽歌ばかりである」とする『全注』等に代表される。そして、作歌の契機を哀傷的局面によるものとし、大伴旅人薨去後に訪れた別れの局面にそれを想定する多くの考察の根拠ともなっている。そうであるのなら、ここで想起されるのが、四十年を越える歳月を経た日並皇子挽歌の一節とするだけでは、理解が届いていないのではないか。それは、旅人自身の手になる次の一首に「天地と長く久しく」とあることを見過ごしてはならない、と本稿は考えるからである。

暮春の月、吉野の離宮に幸す時に、中納言大伴卿、勅を奉はりて作る歌一首(并せて短歌 未だ奉上を経ぬ歌)

み吉野の 吉野の宮は 山からし 貴くあらし 川からし さやくくあらし 天地と 長く 久しく 万代に 変はらずあらむ 行幸の宮

(卷三、三二五)

各種の典拠を踏まえながら旅人によって右の一首が制作

されたのは、三依の一首を遡ること十年足らず前の神龜元年（七二四）に行われた、聖武天皇即位直後の吉野行幸を契機とするものであった。挽歌の文脈での「天地」の語は「天地の別れし時」と神話的叙述にもとづく過去からの悠久性を歌うものであり、旅人がそれとは違う文脈で「天地と長く久しく」と歌ったことは既に多くの指摘を見る。旅人がこの吉野行幸讃歌で見せた表現の斬新さは、村田正博氏の考察が詳しい。そして、その表現は子息家持を中心とした大伴氏歌人によって脈々と受け継がれていく。

人と人との別れを歌うに際して、その表現効果によって誰を想起させるのかは、歌句の選択に当たっての重要な視点となるはずである。三依による当面の一首も、永遠に変わぬ時の持続を寿ぐ旅人の一首を、白鳳挽歌の伝統的詞章と共に重層的に踏まえながら、そのあるべき時の流れが途絶えてしまった悲しみを「天地と共に久しく」と歌ったと理解してはどうか。伊藤博氏は、前後の配列作品との関係から、三依の一首が、元は大伴氏関連資料に含まれていたことを示唆すると言う⁵⁾。一族の表現の歴史を継承する中で三依の一首が記録されてきたのなら、なおのこと、旅人の行幸讃歌の記憶を無視するわけにはいかない。こうした歌

の表現から、人々の心の中で失われ行く存在としての旅人の像が結ばれていくのなら、三依の歌が彼の薨去を契機としてなされたものであることは確かなこととなる。では、三依は旅人とはどのような関係にあったのだろうか。

四

大伴三依のこの時期の経歴は未詳である。どうした立場で大伴旅人やその子息家持と関わっていたのか、記録の面から窺い知れるものは残っていない。大伴三依の事績をたどるには、『萬葉集』に残された歌と、『続日本紀』に見られるいくつかの叙位・任官記事を資料とするほかない。

これまでの考察で見てきたように、三依は、神龜から天平へと移り変わる時期に、賀茂女王と交渉を持つ一方で、筑紫に赴任の場を得ることが可能な年齢には達していたはずである。僅かにその手掛かりとなるのは、三依が壬申の功臣大伴御行の子息であるとする「伴氏系図」（『続群書類従』巻七輯下、系図部所収）の記述である。これが事実であるならば、父が没した大宝元年（七〇一）以前の生まれでなければならぬ。最晩年の子であったとすると、文武朝初期の生まれとなり、当面の一首を成した際には三十歳

前後には達していたことになる。ただし、御行の享年は『公卿補任』によれば「年五十六」とある。さらに遡らせることも可能ではあるけれども、以下に見るように、後の三依自身の叙位、任官記事からの判断では、やはり、そう推定せざるを得ない面もある²⁷⁾。養老初年の生まれと推定される大伴家持が旅人の五十代に入ってからの子であり、当初は庶子の扱いを受けていた可能性もあることを考慮すれば、三依の身の上も、ほぼ同様の状況にあったと考えるのが自然である。

『続日本紀』の記述に見える大伴三依の経歴を抄出すれば次の通りである。

天平二十年（七四八） 二月 從五位下
 天平勝宝六年（七五四） 七月 從五位下主税頭
 天平宝字元年（七五七） 六月 從五位下參河守
 天平宝字三年（七五九） 五月 從五位下仁部少輔
 天平宝字三年（七五九） 六月 從五位上
 天平宝字三年（七五九）十一月 從五位上遠江守
 天平宝字六年（七六二） 四月 從五位上義部大輔
 天平神護元年（七六四） 正月 正五位上
 天平神護二年（七六六） 十月 正五位上出雲守

宝亀元年（七七〇） 十月 從四位下
 宝亀五年（七七四） 五月 散位從四位下大伴宿禰
 御依卒

先の推定に従えば、正六位上から從五位下に叙せられたのが、ようやく五十歳前後となり、從三位大納言で没した御行の子として蔭位の制に与つたはずではあるが、やや遅い昇進であるとも言えよう。その後、中央官と地方国守の任を交互に積み重ね、從四位下に叙せられたものの、老齢を理由とした散位のまま七〇歳を目前に世を去った、とみるのが妥当であろうか。頭官の家に生まれながらも、地道な実務官僚としての道を歩んだのが、その実像と言えるだろう。

この記事の中で、天平勝宝六年（七五四）七月の主税頭任命は、三依の実務官僚としての本領を発揮した一面を伝えるものとして注目してよい。『続日本紀』卷十九には、三依の任官間もない九月十五日条に、次の記事を見る。

勅、「如聞、『諸国司等。貪_レ求利潤、輸_レ租不_レ実、
 拳_レ税多_レ欺。由_レ是、百姓漸_レ劣、正倉頗_レ空』宜_レ令_下京
 及諸国田租、不_レ論_レ得不_レ、悉_レ皆_レ全輸、正税之利、拳_レ
 十取_レ三。但田不_レ熟、至_下免_二調庸_一限_上者、准_レ令_下処

分。又覽去天平七年格、国司等所部交関、運物无限者、禁断既訖。然猶不肯承行、貪濁成俗。朕之股肱、豈合如此。自今以後、更有違犯、依法律罪、不須矜宥」

地方在任の国司等に、田租、正税の利益確保を命じ、私利的利益追求を戒めること、加えて正税出挙の利率変更等の命を下したものである。この勅命を直接所管することとなる主税寮は、繁忙を常とする上に、この年以降その度合いはさらなる厳しさを増したであろう。この人事は、政権末期に近づいていたとはいえ、大伴氏の後ろ盾である橘諸兄が、まだ左大臣として首班の座にある時期のものである。平穏な政治情勢の中とは言え、大仏建立から東大寺各伽藍造営、各国国分二寺建立と続く、国家的大事業の連続による財政圧迫を背景に断行されたのが、これらの諸策であった。着実な遂行を担う人材として、一定の信頼感を背景に三依に白羽の矢が立ったと考えるのは、穿ち過ぎとも言い切れないのではないか。

それでは、こうした評価を受ける三依の実務能力は、官僚としての生活の中でのみ磨かれてきたのだろうか。この問題を解きほぐすには、当面の一首を歌うに際して、大伴

三依が「家の庭」を詠み込んだ点に着目したい。

大陸から庭園文化が伝来し、王宮や貴族邸宅に普及する過程で「庭」、「園（苑）」、「嶋（山斎）」と認識の分化が進んだことは、萬葉歌中にも「ニハ」、「ソノ」、「シマ」とそれぞれ用例を求めうることで確認できる。植樹や苑池の造営をなど人手による加工の結果を意味する「ソノ」、「シマ」に対して「ニハ」の用例には、形状にとどまらない意味を読み取るべき事例がいくつもある。

……あしひきの この片山の もむにれを 五百枝は
ぎ垂れ 天照るや 日の異に干し さ ひづるや
韓白に搗き 庭に立つ 手白に搗き……

（卷十六、三八八六）
庭中の 足羽の神に 小柴刺し 我は斎はむ 帰り来
までに

（卷二十、四三五〇）
娘子らが 玉裳裾引く この庭に 秋風吹きて 花は
散りつつ

（卷二十、四四五二）
右の三首は、それぞれ、作業の場、神事の場合、宴席の場を「ニハ」と歌う。「ニハ」と称されるからには、広い空

間を必要とするばかりか、人が集い、行いを共有する場として機能し、晴れの空間としての意味をも担う語であったことがわかる。三依は、「家の庭」と歌うことで、氏族の集いの場が失われたことを哀惜する。そして、その場の中心に立っていたのは、「天地と共に久しく」の歌句から想起される旅人の姿であったのは先の考察の通りである。

三依が「二ハ」という場の共有にこだわり、さらには、ややくどい口調で「家の庭」と言ったのには、さらに何か理由があるに違いない。それは、この一首の制作時期と無縁ではなさそうである。やはり、歌の内容から見て、直後に配列される、余明軍の二首との関連を考えるのが自然である。

五七九番歌題詞に注記されるように、彼は大伴旅人の資人であった。令の規程により、彼等資人は主人に近侍し諸雑務を任務としただけに、強い精神的紐帯を結んだはずである。卷三挽歌に同じ余明軍の手になる旅人哀悼歌が残る。そこには「犬馬之慕」（卷三、四五八左注）との注記が記されるのがその証となろう。しかし、同じく令の規程により、本主の没後一年で、彼等資人はその邸宅から式部省に返還される運命にある。そして、その時こそが、大伴

旅人を中核としてきた家政運営機関の再編の時でもあったのである。

長屋王家木簡の発見以降、貴族の日常生活や家政運営システムの解明が急速に進みつつある。大伴氏にも、家政を支える父祖伝来の田庄があったことは、大伴坂上郎女歌の題詞に見える「跡見庄」（卷四、七二三題詞等）、「竹田庄」（卷四、七六〇題詞等）などの地名表記により確認されている。⁽¹⁰⁾ 加えて、従二位大納言で没した旅人には、資人に加えて位分、職分の俸禄が支給されていた。彼の死は、こうした各種収入の喪失を意味する。出仕も果たしていない家持のもとで再出発をはかる大伴氏には、伝来の田庄を残して、その家政運営機構の縮小再編が必然となっていた。⁽¹¹⁾

本稿は、三依の実務能力が培われたのは、若き日を、こうした大伴氏家政機構の一員として過ごした成果ではないか、と見る。大伴氏の家政運営には、氏族関係者の直接関与をうかがわせる特徴がある、との指摘もある。壬申の乱を契機に再興を果たした後、いくつかの支流に分かれ、それぞれ歩みを始めていた大伴氏ではあるが、大伴御行系統と安麻呂系統には、駿河麻呂と坂上二嬢の婚姻など両系統の近さを顕在化させる事象も確認できる。卷十九家持歌

日誌中に「壬申年之乱平定以後歌」（巻十九、四二六〇題詞）として御行の伝誦歌が記録されるのも、両系統の近さを裏付ける事例と見ることができよう。こうしたことから、御行系統と推定される三依が、何らかの共通の基盤を有する家政機関の一員として旅人周辺での務めに参与したと考えても不自然ではないだろう。

思いを残して立ち去らねばならない人々がいる。そうした人々とともに、様々な共通体験の記憶を残す場が失われていく。旅人と共に帰京した家持が、父の没後間もない天平五年（七三三）頃に佐保本邸ではなく西宅に居住する痕跡を残すのも（巻六、九七九題詞）、そうした再編の結果だとすれば、三依も旅人薨去の後、これまでとは違う歩み始める必要性を迫られたのであろう。「家の庭」喪失を嘆く一首には、三依のもう戻れない日々への哀惜の情を読み取るべきである。

注

- (1) 伊藤博『萬葉集の構造と成立』（一九七四年十二月、塙書房）
- (2) 平舘英子「悲別歌の表現」（『上代文学』一一一号、二〇一年一月、上代文学会）

(3) 伊藤博「家と旅」（『萬葉のいのち』一九八三年六月、塙書房）

(4) 村田正博『萬葉の歌人とその表現』（二〇〇三年六月、清文堂）

(5) 伊藤博（1）前掲書

(6) 『代匠記』以降、「梅花の宴」歌中、巻五、八一九番歌の「豊後守大伴大夫」を、三依と推定する説も見受けられる。しかし、従五位下以上の官位を要件とする豊後国守に、この時期の三依が着任するのは困難である。

(7) 上村正裕「大伴氏系図復元に関する一試論」（『東洋大学大学院紀要』五二巻、二〇一五年）は、御行の子としては三依の活躍年代に疑問が残る点を考慮し、もう一世代下らせて駿河麻呂と同世代とし「御行系で父不明ということと結論を留保する」としている。

(8) 『続日本紀』における表記は宝亀元年十月条を除いて、「御依」である。

(9) 稲岡耕二、橋本達雄編『萬葉の歌ことば辞典』（一九八二年一月、有斐閣）

(10) 蘭田香融「万葉貴族の生活圏」（『萬葉』第八号、一九五三年七月、萬葉学会）

(11) 森公章「長屋王家木簡と田庄の経営」（『古代中世史料学研究』上巻、一九九八年一〇月、吉川弘文館）

（本学日本語日本文学科教授）